

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 藤村 修

政令第四百十八号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十九条第六項並びに第一百七十七条第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第二号ロ中（当該額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該残余財産の額を当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額）を削り、当該残余を終了日における加入者」を「当該終了制度加入者等」に、「以下この号」を「以下このロ」に、「当該加入者」を「当該残余の額を当該終了制度加入者等」に、「方法」を「方法」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該受給権者等に対し、当該残余財産の額を当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

第五十七条第一項第二号に次のように加える。

八 当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等のうち掛金の一部を負担した者（以下この号において「掛金負担者」という。）に対し、当該掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額のうち当該負担に基づき算定される部分（以下この号において「掛金負担相当額」という。）を分配

し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担相当額を除く。）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該掛金負担者に係る掛金負担相当額に応じて按分して得た額を分配する方法。

二 受給権者等及び掛金負担者に対し、当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額）を分配し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下この二において同じ。）に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担者にあつては、掛金負担相当額を除く終了日の最低積立基準額）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額に限る。）の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該受給権者等及び掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額）に応じて按分して得た額を分配する方法。

第八十九条第六号を削る。  
第九十一条中「規約変更日」の下に「の前日」を加え、「（移換加入者に係る移換相当額の合計額を除く。）の額が第八十九条第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額」を「のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額」に、「当該事業主」を「当該移換に係る事業主」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 藤村 修